

産業廃棄物処分業許可申請書	
令和8年2月19日	
茨城県知事 大井川 和彦 殿	
申請者	
郵便番号 〒101-0021	
住 所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号	
氏 名 株式会社リーテム	
代表取締役 中島 佐智世	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-3258-8586 FAX 03-3251-5805	
e-mail soumu@re-tem.com	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	中間処分 破砕：廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上3種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 本社 東京都千代田区外神田3-6-10 電話番号 03-3258-8586
	事業場 東京工場 東京都大田区城南島3-2-9 電話番号 03-3790-2100 水戸工場 茨城県東茨城郡茨城町長岡3520 電話番号 029-292-1220
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)	別紙参照
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。 なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。 (根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	中間処分 破砕
※ 事 務 処 理 欄	

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。  
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。  
株式会社リーテム